

対象世帯は申請が必要です
児童手当の多子加算

平成16年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育し、うち1人以上が今月に18歳の年度末を迎える世帯に、児童手当の増額関係書類を送付します。18歳の年度末を迎える子どもを4月以降も引き続き養育する場合、書類を提出することで、多子加算の適用が受けられます。提出期限を過ぎた場合、多子加算の適用は提出の翌月分からとなり、遡ることはできませんのでご注意ください。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

[提出期限]4月15日(必着)**[提出先・問合せ]**〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160



この時期の区役所は大変混雑します
住所の異動手続

3月下旬～4月中旬は、就職・入学等による引っ越しシーズンのため、区役所の窓口が大変混雑し、長時間待つことが予測されます。マイナンバーカードや転出・転入の手続は、時期や場所の分散にご協力ください。詳細は区HPをご覧ください。

[問合せ]戸籍・住民票コールセンター ☎5608-6912 **[担当課]**窓口課



区外への転出手続はオンラインで
引越しワンストップサービス

墨田区から区外へ引っ越すときは、マイナンバーの「引越しワンストップサービス」を利用すれば、自宅等でも転出手続ができます。手続は、引っ越し予定日の30日前から引っ越し後10日以内に行ってください。詳細は区HPをご覧ください。

[問合せ]戸籍・住民票コールセンター ☎5608-6912 **[担当課]**窓口課



臨時窓口を開設します
住所変更・児童手当の申請等

[開設日時]▶3月25日(水)午後7時まで *通常の受付時間を延長 ▶3月29日(日)午前9時～午後4時半**[取扱業務]**下表のとおり *通常の取扱業務とは一部異なる *詳細は区HPを参照**[問合せ]**▶窓口課=戸籍・住民票コールセンター ☎5608-6912 ▶マイナンバーカード専用窓口=墨田区マイナンバーカードコールセンター ☎5608-6370 ▶子育て支援課=児童手当・医療助成係 ☎5608-6160**[担当課]**窓口課



窓口	取扱業務
窓口課(区役所1階)	転入・転出・区内転居の届出(届出に伴うマイナンバーカードの券面変更を含む)、世帯変更等の届出、印鑑登録・廃止、住民票の写し等の交付、戸籍届出の相談
マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)	マイナンバーカードの交付等 *要予約
子育て支援課(区役所4階)	子ども医療証の交付、児童手当の申請相談

区役所1・2階の窓口混雑状況を配信中!
区役所1・2階で取り扱う手続の待ち人数や呼び出し状況をリアルタイムで確認できます。**[問合せ]**窓口課庶務係 ☎5608-6100



4月から始まります
空き家見守りサービス

空家等管理活用支援法人に指定している墨田まちづくり公社が、4月から空き家の管理代行「空き家見守りサービス」を始めます。所有者等による管理が難しい空き家を、月1回の外観目視で建物等に異常がないか確認し、所有者等に写真で報告します。詳細は問合せ先HPをご覧ください。

[費用]月500円 *年度単位で前払い **[問合せ]**墨田まちづくり公社住環境担当 ☎3616-5255 **[担当課]**安全支援課



愛犬のためにお忘れなく
令和8年度狂犬病予防注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録と毎年4月～6月に狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。この期間中に必ず予防注射を受けさせてください。飼い犬を登録している方には3月下旬に通知を送付します。令和8年度の集合注射は5月に実施予定ですが、混雑を避けるため、動物病院での接種にご協力ください。

なお、犬の所在地・所有者を変更したときや、犬が死亡したときは届け出てください。詳細は区HPをご覧ください。

[問合せ]生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



会場と定員を変更します
2か月児学級(タムスわんぱく子育てひろば墨田実施分)

7年12月からタムスわんぱく子育てひろば墨田で実施している2か月児学級は、4月27日から、会場をみどりコミュニティセンター(緑3-7-3)に変更します。事業の詳細等は区HPをご覧ください。

[会場変更後の定員]先着28組 *事前予約制 **[問合せ]**健康推進課地域保健担当 ☎3622-9152



申告はお早めに
特別区民税・都民税等

令和7年分の特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税、贈与税、個人事業税の申告期限は3月16日、個人事業者の消費税・地方消費税の申告期限は3月31日です。また、ふるさと納税を行い、特別区民税・都民税、所得税から寄附金税額控除を受けるためには、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用者を除き、原則として確定申告が必要です。

[問合せ]▶特別区民税・都民税=税務課課税係 ☎5608-6135 ▶所得税・復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税=本所税務署 ☎3623-5171、向島税務署 ☎3614-5231 ▶個人事業税=台東都税事務所 ☎3841-1271



廃車等の手続をお忘れなく
原動機付自転車等

原動機付自転車等を譲渡・処分した際は、必ず廃車等の手続をしてください。軽自動車税は4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主などにある場合は使用者)に課税され、期限までに手続をしないと、1年分の軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。手続等の詳細は区HPをご覧ください。

[手続期限]4月1日(消印有効)**[手続先]**▶125cc



以下の原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)、ミニカー、小型特殊自動車(フォークリフト等)=税務課課税係(区役所2階) ☎5608-6134 ▶125ccを超える二輪車=足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031 ▶軽四(三)輪自動車=軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102

サービス向上・行政基盤強化を目指して
区の行財政改革の取組

区が直面する多様化・複雑化した行政課題へ適時適切に対応するためには、より強固な財政基盤の構築や時代の変化に対応した行財政構造の適正化が不可欠です。「すみだの夢」の実現に向け、引き続き「オールすみだ」で不断の行財政改革を推進します。

なお、令和8年度予算案は、現在開会中の令和7年度区議会定例会2月議会で審議されています。

■事務事業の見直し

行政評価を踏まえ、事業の廃止・縮小・改善を徹底し、2億3300万円削減します。

■民間活力の活用

証明書申請受付・交付窓口や児童手当・医療助成関係窓口の業務委託、わんぱく天国の運営業務委託等により、区民サービスの向上と事務の効率化を推進します。

■歳入の更なる確保

区施設のネーミングライツの活用や公有財産の貸付け等により財源を確保していきます。また、スマートフォン決済アプリ等の活用により、区民税・国民健康保険料等の納付の利便性と徴収率の向上を図ります。

■公共施設マネジメント、未利用公有地等の活用

「墨田区公共施設等総合管理計画」および「墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の再編や効率的な管理運営等に取り組んでいきます。また、公共施設の見直しなどで生じた跡地等を有効活用します。

■事務改革による事務の効率化

AI(人工知能)・RPA(業務の自動化)の導入や窓口業務の改善等により、行政事務の効率化を推進し、区民サービスの向上を図ります。

[問合せ]行政経営担当 ☎5608-6230

**誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ
電話リレーサービスを活用しましょう!**

聴覚や発話に困難のある方が、通訳オペレーターを通じて、手話・文字と音声を使って電話するためのサービスです。詳細は電話リレーサービスHPをご覧ください。

[問合せ]障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423




**ぜひご利用ください
すみだ郷土文化資料館の
地元ボランティアによる展示解説**

[とき]▶個人=毎月第3日曜日午後1時～4時
▶団体(20人以上)=申込時に調整**[申込み]**▶個人=当日直接会場へ
▶団体=電話で、希望日の1か月前までに問合せ先へ**[問合せ]**すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034

